

令和6年度申請分における
高齢者日常生活用品給付事業（おむつ券）の交付誤りについて

2025年6月4日
郡山市保健福祉部
地域包括ケア推進課
課長 鈴木 美香
TEL：924-3568

本市では、高齢者福祉の増進を図るため、在宅の寝たきり高齢者等を対象に、紙おむつ等日常生活用品の購入費用への助成を行う本事業を実施しておりますが、令和6年度申請分における給付券を、一部、誤って交付していたことが判明しました。

1 交付誤りの内容・原因

給付券の交付にあたっては、交付要件の一つとして、利用者が「市民税非課税」であることとしております。しかし、令和6年度に申請を受けたもののうち、審査の過程で、「市民税課税」となっている方（8名）の書類を、誤って対象者分に含めてしまったことにより、本来、対象外とすべき申請者に給付券を交付してしまいました。

対象年度	交付者数	うち誤交付者数	使用済み額
令和6(2024)	1,361名	8名	169,617円

2 判明の経緯

- 令和6(2024)年度に給付券の交付を受けており、市民税が課税されていることを理由に令和7(2025)年度に交付対象外となった方から、4月21日（月）、給付券が届かないことについて問合せがありました。課税状況を確認したところ、令和6(2024)年度に市民税が課税されていたにもかかわらず給付券を交付していた事実が判明しました。
- 令和6(2024)年度に給付券の交付を決定した方全員（1,361名）について、4月22日（火）～23日（水）、課税状況の確認を行いました。その結果、市民税が課税されていた方（8名）に対し、誤って給付券を交付し、一部が日常生活用品の購入のため使用されていたことが判明しました。
- その後、改めて令和2(2020)～令和5(2023)年度分に対象範囲を拡大して確認した結果、4か年分の計5,395名については交付誤りはありませんでした。

3 対応

交付誤りの対象となった方にお詫びするとともに、使用済み額の返還をお願いします。

4 再発防止策

申請受付から給付券の交付に至るまでのプロセスについて確認を徹底するとともに、ミスが発生しないよう作業手順の見直しを図ってまいります。

【参 考】

高齢者日常生活用品給付事業の概要

- 事業内容：在宅の寝たきり高齢者、介護を要する認知症高齢者、疾病等により身体が虚弱な高齢者等、日常生活を営むのに支障がある高齢者等に対し、日常生活用品（紙おむつ等 22 品目）の購入費用に対する助成を行う事業
- 利用条件：利用者本人が次の条件をすべて満たす方
 - ①要介護 1～5
 - ②市民税非課税
 - ③在宅
 - ④65 歳以上
- 交 付 額：3,000 円×12 月＝最大 36,000 円
（申請月に応じ交付枚数を減じる。）
- 交付者数：5,628 名（R6(2024)年度）
- 対象品目：22 品目（紙おむつ・尿とりパット・使い捨て（ゴム）手袋・清拭剤・お尻拭・身体拭・ドライシャンプー・防水シート・医療用ソフトシート・消毒液・脱脂綿・油紙・両面絆創膏・絆創膏・ガーゼ・綿球・ピンセット・安楽尿器・バット・浣腸液・円座・おむつカバー）